



ご加入者の皆様へ

概要

中国の現行法である『固形廃棄物による環境汚染の予防および管理に関する法律（2015年改正）』では、中国への固形廃棄物および有害廃棄物の無認可持ち込みと、投棄および廃棄処分が禁止されています。持ち込みが禁止されている固形の有害廃棄物、および持ち込みに認可が必要な廃棄物は、中国当局が発行しているリスト（下記をご参照ください）に記載されています。この認可制度は2011年8月1日から施行されています。

この度2020年9月1日から施行される『固形廃棄物による環境汚染の予防および管理に関する法律（今次改正法）』では、持ち込みが禁止されている固形廃棄物を中国国内に持ち込む、または、適切な認可を得ずに規制対象の廃棄物が中国国内に持ち込まれた場合、その廃棄物を送還し処分する責任は廃棄物の運送人と持ち込み業者が連帯して負うと定められており、また、違反に対する罰金も大幅に引き上げられています。

中国は2020年後半に固形廃棄物の持ち込み量を削減しようとしており、2021年1月1日からは、中国への固形廃棄物の持ち込みが全面的に禁止されることにご留意ください。持ち込みの全面的な禁止に応じて、固形廃棄物の持ち込みに関する許認可制度は2021年1月1日から撤廃されます。

詳細

2020年の改正点

中国国内への持ち込み、投棄、廃棄処分が禁止されている、または持ち込みに許可が必要な固形廃棄物は、2017年と2018年に中国国務院の管轄部門が公表・修正した固形廃棄物リストに記載されています。

リストは、リンクの通りです。

[ANNEX I](#)：新たに中国への持ち込みが禁止した固形廃棄物のリスト。持ち込みができなくなる廃棄物について。

[ANNEXII](#)：固形廃棄物持ち込み規制下において、原材料として使用することができる固形廃棄物のリスト。現在は許可を得て原材料として使用するために中国へ持ち込みすることができるが、2021年1月1日以降の持ち込みができなくなるもの。

[ANNEXIII](#)：原材料として使用することができる固形廃棄物であって、現在のところ固形廃棄物持ち込み規制を受けていないもののリスト。現在は認可を得て中国へ持ち込みすることもできますが、2021年1月1日以降の持ち込みは禁止されます。ANNEXIII に記載された固形廃棄物を持ち込む際、業者は、ANNEXII とは異なる「原材料として使用可能な固形廃棄物（持ち込み制限なし）に関する持ち込み認可」を取り付ける必要があります。

[ANNEXIV](#)：中国への持ち込みがすでに禁止され、今後も禁止となる有害廃棄物のリスト。

この持ち込み規制は、『固形廃棄物の持ち込みに関する行政措置』に基づき、中国で2011年8月1日より始まった認可制度の対象です。

運送人は、中国への固形廃棄物の輸送を請け負う前に、荷送人に対し、以下の書面を要求するべきです。

- (i) 該当する固形廃棄物の持ち込み認可証
- (ii) 固形廃棄物の持ち込みに関する荷受人の登録証明書
- (iii) 外国の固形廃棄物取扱業者の登録証明書
- (iv) 固形廃棄物の持ち込み前検査証明書

この認可制度は、すべての固形廃棄物の持ち込みが禁止される2021年1月1日より前、即ち2020年の末日まで実施されます。

海上輸送により中国へ持ち込まれた固形廃棄物の送還と処分に関する責任を規定している現行法では、持ち込みが禁止されている固形廃棄物の送還や処分費用について、運送人が持ち込み業者を特定できない場合にのみ、運送人に責任を課していました（2015年改正、第78条）。しかしながら今般の法改正で、持ち込みが禁止されている廃棄物を持ち込まれた場合や、持ち込み規制の対象となる固形廃棄物の認可制度を順守していなかった場合は、固形廃棄物の送還と処分について、運送人と持ち込み業者の双方に連帯責任が課せられます。

したがって、運送人が持ち込み業者を特定できている場合であっても、運送人が連帯して責任を負う可能性があります。もし、運送人と持ち込み業者が固形廃棄物の送還を拒否する、または 3 か月以内に送還の手配を行わない場合、当局は持ち込み業者や運送人が廃棄物を送還するような措置を講じることができます。送還できない固形廃棄物や当局が送還しないことを決定したような場合には、その廃棄物は当局によって廃棄処分され、当該処分費用を運送人と持ち込み業者が連帯して責任を負うことになります。

また、今次改正法では同法に違反した場合の罰金も大幅に増額されています。運送人が、持ち込みが禁止されている固形廃棄物を中国領内へ輸送した場合、または中国を経由する有害廃棄物の輸送に関与した場合、運送人と持ち込み業者に 50 万元（約 71,000 米ドル）から 500 万元（約 710,000 米ドル）の罰金が科せられると規定されています（第 115 条 1 項）。なお、この罰金は上記の税関当局による固形廃棄物の輸出地への送還命令から生じる責任に加えて科せられることになります。

改正された法は、有害廃棄物以外の固形廃棄物が中国領内を通過することを禁止するものではありません。運送人が中国を経由して固形廃棄物を輸送する場合、その固形廃棄物（有害廃棄物を除く）が中国の港に陸揚げされないのであれば、税関当局への申告は必要ないと理解されています。一方、中国の港で陸揚げされ、中国領内を通過する場合には、持ち込み許可を得る必要があります。

違反に対する罰金の額が大きく増額されることを踏まえると、メンバー様が固形廃棄物の輸送を引き受ける際には、記名式船荷証券（straight bill of lading）か海上運送状（seaway bill）を発行し、船荷証券や海上運送状に記載された受荷主名と上記の持ち込み許可証や登録証明書に記載された持ち込み業者名が一致していることを確認することをお勧めします。さらに、貨物に疑義がある場合、特に荷送人が以前にも固形廃棄物を中国へ輸送したことがあるとメンバー様が理解されている場合には、荷送人に対して、廃棄物持ち込み許可証、登録証明書、出荷前検査証明書と共に、上記の規制品リストに税関コードが掲載されている場合には、当該税関コードの提示を求めべきです。

もし、規制対象となっている固形廃棄物を運送し、港で陸揚げした後にその廃棄物に起因する環境汚染が発生した場合、罰金が追加して課せられる可能性があり、その額は、汚染による直接的な経済的損失と同額～3 倍に相当する額か、またはその事故が重大な性質のものであるとみなされる場合には、直接的な経済的損失の 3～5 倍に相当する金額で計算されます（第 118 条）。今次改正法は、中国の海域内での海上輸送に起因する海洋環境への汚染損害の防止および管理について規定しているものではなく、（第 2 条）、そのような汚染の防止及び管理は中国における別の法律に規定されています。

今次改正法は、荷送人の誤申告により固形廃棄物が持ち込みされた場合について特段の規定を設けていません。運送人は誤申告の結果科せられた罰金について異議を申し立てることができます。中国行政処罰法（第 27 条 2 項）によれば、禁止された固体廃棄物の持ち込みが軽微な行為であると判断され、有害な影響を及ぼすことなく、適時に是正された場合には、行政処分は科されないものとしてされています。ただし、運送人は依然として固形廃棄物の送還と処分に関し持ち込み業者と連帯責任を負うこととなります。

中国の領土内または海域内で事故が発生した場合、船舶に積載された貨物、または船舶および機械類も『固形廃棄物分類基準の一般規則（GB34330-2017）』に基づいて固形廃棄物として扱われ、中国法に則った処分が必要となる可能性があります。その判断は貨物や船舶が損傷を受けたことにより本来の使用価値を失ったか否か、また、船舶をその後原材料として使用できるかどうかによります。

損傷を受けた貨物が修繕不能となり元の用途で再販売できない場合、あるいは事故に起因して船体や機械類の一部が中国国内でのスクラップのために売却されるような場合、それらは固形廃棄物として取り扱われる可能性が高く、税関当局の監督のもとで処分する必要があるでしょう。国際 P&I グループは、こうしたシナリオに対する当局の判断は事例ごとに異なるだろうとの法的アドバイスをしています。

この地域において輸送を行うメンバー様におかれましては、『固形廃棄物による環境汚染の防止および管理に関する法律』の対象となりうるあらゆる活動について十分に注意し、慎重に行動することが求められている点にご留意ください。また、今次改正法の施行に向けて、税関が貨物の検査や持ち込み固形廃棄物の検査を強化することも予想されます。密輸の容疑や法律違反による罰金を回避するため、中国へのいかなる種類の廃棄物輸送についても、メンバー様には相当な注意を払い、慎重に確認することをお勧めしております。

今次改正法における順守事項にご質問がある場合は、当クラブまでご連絡ください。今次改正法の英語版および中国語版は、このサーキュラーの [ANNEXV](#) と [VI](#) にございます。

国際 P&I グループのすべてクラブが、同様の内容のサーキュラーを発行しています。

スチームシップ・ミューチュアル・アンダーライティング・アソシエーション・リミテッド